

静岡県企業局工業用水道事業

水道用硫酸アルミニウム 購入仕様書

本仕様書は、静岡県企業局工業用水道事業における浄水処理に使用する硫酸アルミニウムについて、静岡県企業局がこれを購入するに当たり必要な一般事項を示すものである。

- 品名 水道用硫酸アルミニウム
- 規格 日本水道協会規格（JWWA K155：2005）に適合するもの。

表一 品質

項目	単位	品質
種類		液体
外観		無色～黄色がかかった薄い褐色の透明な液体
酸化アルミニウム (Al_2O_3)	%	8.0～8.2
pH 値 (10g/L 溶液)		3.0 以上

- 購入予定量

工業用水道名	購入予定量
東駿河湾工業用水道	1,529 t
西遠工業用水道	141 t
合計 (10t 丸め)	1,670 t

注) 取水量及び原水濁度の状況により、変動が生ずる。

- 納入場所

水道名	浄水場名	住所
東駿河湾工業用水道	富士川浄水場	富士市中之郷 2100
"	厚原浄水場	富士市厚原 1111
西遠工業用水道	初生浄水場	浜松市北区初生町 1163 の 1

- 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

6. 支払方法

納入量は毎月末日をもって締切り、代金は契約書第12条の規定により処理する。

7. 品質検査

納入する水道用硫酸アルミニウムの品質検査は次のとおり。

(1) 試験成績の提出

契約業者（以下「乙」という。）は契約締結後すみやかに、静岡県企業局（以下「甲」という。）に対して、製造業者が製造する水道用硫酸アルミニウムが厚生労働省令「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第1に掲げる項目について、適合することを証明する計量事業所の分析結果書（最大注入率200mg/L）を提出するものとする（契約日の直近1年以内に採取した試料によること）。

試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省健康局水道課通知。以下「ガイドライン」という）、及び「水道用薬品の評価試験方法」（日本水道協会 JWWA Z109:2010）に基づき行うものとする。この成績表には分析機関名を明記するものとする。

なお、日本水道協会等の認証機関による上記最大注入率以上の品質認証を受けた薬品については、省略することができる。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を提出するものとし、認証登録の更新をした場合又は、製造工程の変更等が生じた場合には新たな認証登録を証明する書類を提出すること。

(2) 臨時の検査

乙は、甲が独自に行う検査に必要な試料の採取について納入時等に指示があつた場合は、速やかに提出するものとする。

8. その他

(1) 事務所長の納入請求により、指定された日時に指定された場所へ納入するものとする。乙は甲からの納入請求を遅延なく確實に履行できるよう薬品を確保すること。納入は職員の立会い・指示に従い、各浄水施設（受入れ口等）に適合した方法で納入すること。

(2) タンクローリー車から直接貯蔵タンクへ納入するものとする。

薬品貯蔵タンク容量

浄水場名	容量	予定搬入量（1回当り）
富士川浄水場	30 m ³ ×1基	12 t
厚原浄水場	150 m ³ ×2基	200 t
初生浄水場	40 m ³ ×2基	30 t

(3) 納入の都度、計量所が発行する計量証明書及び成分分析表を提出すること。成分分析は、JWWA K155:2005の規格項目を行うこと。

- (4) 納入時は必ず事務所長の命ずる職員立会いのもとに納入りし、納入量は双方の確認によるものとする。また、計量証明書及び成分分析書に疑義が生じたときは、事務所長の命ずる職員立会いのうえ再検査、計量させることがある。なお、証明費用は乙の負担とする。
- (5) 契約締結後、営業日、安全データシート（S D S）並びに納入の際に使用するタンクローリーの車番及び搭乗者名を各浄水場あてに報告すること。
- (6) 薬品納入に使用するタンクローリーには、薬品名を表示すること。
- (7) 甲は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、乙は緊急連絡先を各浄水場に提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。
- (8) 納入時、漏液等の事故が発生した場合、速やかに対処し、被害の拡大がないよう処置すること。
- (9) その他、この仕様書に疑義がある場合及び定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。